

改正

平成20年3月31日規則第9号

平成20年9月10日規則第77号

平成24年11月21日規則第62号

大和市街づくり推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大和市みんなの街づくり条例（平成10年大和市条例第7号）の規定に基づく街づくりに関する基本的事項若しくは重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べること。
- (2) 大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号）の規定に基づく屋外広告物の規制に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べること。
- (3) 大和市景観条例（平成20年大和市条例第13号）の規定に基づく景観形成に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、街づくり主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、2年6月とする。

附 則 (平成20年規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第77号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月21日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。